

## 「新制度移行幼稚園の利用定員変更について」の概要説明

### 1 根拠 ～ 2 来年度以降の入園者数の見込み及び今後の施設運営について

昨年度の羽村市子ども・子育て会議において、令和3年4月より子ども・子育て支援法による施設型給付を受ける幼稚園へ移行した市内のさかえ幼稚園、富士学院幼稚園の2園の利用定員について、最近の実利用人数の実績や今後の見込みなどを踏まえて設定したところであります。

しかしながら、令和4年度における2園の園児数が、卒園児に対して入園者数が少なくなる見込みであること、コロナ禍の影響による出生者数の減少が続く傾向であることから、令和3年度に設定した利用定員を大幅に下回る状況となります。

2園からは今年度の秋ごろに市に相談があり、それぞれの施設運営や園児数の現状と今後の見込みなどについて協議を重ねた結果、利用定員を減少する場合には、子ども・子育て支援法第35条2項により、特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を減少しようとするときは、利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならないと規定されていることから、12月末に子ども・子育て支援法施行規則第34条の規定による利用定員の減少の届出を提出していただき、受理したものであります。

次に、それぞれの園における令和4年度以降の入園者数の見込み及び今後の施設運営について、さかえ幼稚園は、令和3年度末の卒園児78人に対して令和4年度の入園者数が27人となり、51人の減少となります。また、法人運営については、中長期的な見通しを持って段階的に園児数に見合った

職員数に調整していく予定であり、退職者の補充は新規採用ではなく、可能な限り職員の配置換えなどの人員整理により対応していく方針であります。

以上のことから、利用定員を180人から135人（満3歳児5人、3歳児20人、4歳児55人、5歳児55人）に変更するものです。

続いて、富士学院幼稚園は、令和3年度末の卒園児31人に対して令和4年度の入園者数が7人となり、24人の減少となります。また、法人運営については、昨年度3人の退職者に対して、採用職員を2人として1人減の対応を図り、保護者負担の軽減として入園準備金を段階的に減らしていく取組みを進めていきます。以上のことから、利用定員を90人から75人（満3歳児5人、3歳児20人、4歳児20人、5歳児30人）に変更するものです。

なお、今回の利用定員の減少は、羽村市子ども・子育て会議にて報告事項とし、その後、令和4年度になりましたら、東京都へ変更の届出を提出いたします。